

公益財団法人高知県のいち動物公園協会役員報酬の支給基準について

公益財団法人高知県のいち動物公園協会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程第 5 条第 2 項に規定する役員に対する報酬等の支給の基準について、次のとおりとする。

1. 役員報酬の限度額

常勤理事（理事長、常務理事）と監事に対する報酬年額の限度額の総額は、11,900 千円とする。

2. 理事長

(1) 報酬年額は限度額を 6,100 千円とし、次のとおり支給する。

報酬月額 371,700 円

期末手当 6 月期 1.575 ヶ月分、12 月期 1.575 ヶ月分

算出の基礎となる額は報酬月額及び報酬月額に 100 分の 40 を乗じて得た額の合計額

(2) 原則として週に 5 日間業務を執行する。

(3) 通勤手当を別途支給する。

3. 常務理事

(1) 報酬年額は限度額を 5,300 千円とし、次のとおり支給する。

報酬月額 322,900 円

期末手当 6 月期 1.575 ヶ月分、12 月期 1.575 ヶ月分

算出の基礎となる額は報酬月額及び報酬月額に 100 分の 40 を乗じて得た額の合計額

(2) 原則として週に 5 日間業務を執行する。

(3) 通勤手当を別途支給する。

4. 監事

公認会計士又は税理士を業とする監事の報酬年額は 250,000 円とする。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日に遡って適用する。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。